

令和6年度 総合農事センター園内管理（直営区域）業務委託公募説明書

1. 当該公募の趣旨

本業務については、総合農事センターの園内管理業務を円滑に実施するため、花卉や野菜、果樹、樹木等の栽培管理、家畜の飼育管理などの専門技術を総合的に管理できる特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定であるが、応募要件を満たす者が多数いる場合は、指名できない場合がある。

2. 業務の概要

(1) 業務名 令和6年度総合農事センター園内管理（直営区域）業務委託

(2) 業務内容

以下の通り。詳細は「別紙仕様書」による。

① 栽培管理

ア 花卉、野菜、果樹、樹木などの栽培管理業務

② 家畜飼育管理

ア 牛、鶏等家畜の飼育管理

イ 牛舎、鶏舎周辺の環境整備

③ ①・②に共通する業務内容

ア 試験研究業務に関する補助業務

イ 農業機械等の保守点検

ウ その他施設維持管理に関すること

3. 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業

者名簿」という。)に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

花卉、野菜、果樹等の栽培試験業務、牛、鶏等の飼育試験業務、植物（花卉、野菜、果樹、樹木等）の栽培管理や動物（牛、鶏等）の飼育管理等の業務を適正、円滑、かつ事故を防ぎ安全に実施するため、下記の全ての条件を満たすこと。

ア 花卉、野菜、果樹、樹木等の栽培、牛、鶏等の飼育管理の経験・実績があり、管理業務に精通していること。

そのため、栽培管理部門の作業員は連続して一年以上農作業に従事した経験があること。牛、鶏等家畜部門の作業員の2名以上は、連続して一年以上牛、鶏等の飼育管理作業に従事した経験があること。（従事経験を確認するための書類提出が必要）

イ 栽培管理部門の作業員は13日・人/月以上配置できること。畜産部門の作業員は51日・人/月以上配置できること。作業員の管理や市との連絡調整を行う監督員を1名配置できること（作業員との兼務可）。

ウ 作業員のうち2名以上は大型農業機械や建設機械の運転、農具の使用を熟知していること。また、機械の保守点検に精通し、機械、施設の簡易な修理ができること。

エ 作業員のうち2名以上は草刈機、バックホー、スキッドステアローダーの操作資格を持ち、急傾斜面でのこれらの機械を使った作業に精通していること。

オ 牛の保定、放牧、体重測定、牛及び鶏のえさの計量及び給与、敷料交換、堆肥処理等の飼育管理業務に精通していること。

4. 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉南区横代東町一丁目6番1号

担当課名 産業経済局農林水産部総合農事センター

電話番号 093-961-6546 FAX番号 093-962-5067

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和6年3月1日～令和6年3月14日までの（土、日を除く）毎日9時から16時30分まで

イ 交付場所

(1) に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布する。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和6年3月4日～令和6年3月15日までの(土、日を除く)毎日9時から16時30分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 3の(2)の要件について、従事予定者の経験・資格等が確認できる資料を添付すること。

エ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

オ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

カ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

キ 参加意思確認書を提出したものは、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ク 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。

ケ 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

コ ケの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市産業経済局総合農事センター所長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。